

定住自立圏の形成に関する協定書

滝川市及び砂川市(以下「甲」という。)と奈井江町(以下「乙」という。)は、定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知)に基づき、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、中心市宣言(定住自立圏構想推進要綱第4の規定によるものをいう。以下同じ。)を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、相互に役割を分担し、連携しながら、人口定住に必要な都市機能及び生活機能を確保、充実させるとともに、地域活性化に努め、住民が安心して暮らし続けることができる定住自立圏を形成することを目的とする。

(基本方針)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

(連携する政策分野及び取組内容並びに甲及び乙の役割分担)

第3条 連携する政策分野は、次に掲げるものとし、その取組内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野(別表第1)
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野(別表第2)
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野(別表第3)

(事務執行に当たっての連携、協力及び経費負担)

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

- 2 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、前条に規定するもののほか、必要な経費が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該経費を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する経費の負担については、その都度甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

- 2 前項の規定による通告は、書面によって行うものとし、これに議会の議決書の写しを添付するものとする。
- 3 この協定は、第1項の規定による通告があったときは、当該通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年 月 日

甲 滝川市大町1丁目2番15号
滝川市
滝川市長 前田康吉

砂川市西6条北3丁目1番1号
砂川市
砂川市長 善岡雅文

乙 空知郡奈井江町字奈井江11番地
奈井江町
奈井江町長 北良治